

事務連絡  
令和8年3月5日

各 都道府県  
市町村

こども政策担当部（局）  
私立学校担当部（局）  
教育委員会担当部（局）  
衛生主管部（局）  
障害保健福祉主管部（局）  
情報化推進担当部（局）  
民生主管部（局）

御中

こども家庭庁長官官房総務課  
こども家庭庁成育局総務課  
こども家庭庁支援局総務課  
法務省民事局民事第一課  
文部科学省総合教育政策局政策課  
厚生労働省医政局地域医療計画課  
厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課  
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課  
厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省年金局年金課  
厚生労働省年金局事業管理課

#### 子育て支援制度レジストリの運用開始及び管理に係る依頼事項等について

平素より、こども・子育て支援政策等の推進につきまして、多大なる御協力・御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

「デジタル行財政改革とりまとめ 2025」（令和7年6月13日第11回デジタル行財政改革会議決定）において決定しているとおり、子育て世帯が子育て支援施策等の必要な情報を自ら調べて把握する負担の軽減等を図る観点から、必要な情報を最適に届ける仕組みの構築に向け、2025年度中に国において「子育て支援制度レジストリ」を整備することとしております。

東京都及び東京都内自治体並びに指定都市等（指定都市、中核市、施行時特例市、道府県庁所在地及び当該市を管轄する都道府県をいう。以下同じ。）におかれましては、令和7年10月27日付け事務連絡において依頼させていただいたデータの確認作業を完了した自治体から、順次子育て支援制度レジストリの公開を開始しているところです。

今般、東京都内自治体及び指定都市等のいずれにも該当しない市（以下、「指定都市等以外の市」という。）について、令和8年1月27日及び30日に開催した、子育て支援制度レジストリの運用開始に向けた自治体向け説明会における議事のとおり、生成AI等を活用して自治体ホー

ムページから子育て支援制度に係る情報を取得し、データの確認等を実施いたしました。令和8年1月中に調査が完了した自治体については、同年3月末を目途としたレジストリの運用開始を予定しております。

つきましては、指定都市等以外の市におかれましては、運用開始に向け、以下に記載する事項を御確認の上、依頼事項について御対応をいただきますようお願い申し上げます。

また、東京都及び東京都内自治体並びに指定都市等におかれましては、今後のレジストリの管理や利活用等に向け、東京都内自治体に該当しない町村（以下、「道府県内自治体の町村」という。）におかれましては、今後のレジストリの運用開始に向け、以下に記載する事項のうち、該当部分について御確認いただきますようお願い申し上げます。

## 記

### 1. 子育て支援制度レジストリの取組に係る経緯及び今後のスケジュール【すべての自治体】

子育て支援制度レジストリの取組に係る経緯及び今後のスケジュールの見通しは以下のとおりです。なお、諸々の作業の進捗状況により、見通しには変更があり得る旨御了知願います。

- ・令和6年12月、東京都において、東京都及び東京都内62自治体分のデータを東京都版子育て支援制度レジストリとして取りまとめ、東京都オープンデータカタログサイトに掲載。（<https://catalog.data.metro.tokyo.lg.jp/dataset/t134211d00000000001>）
- ・令和7年9月より、指定都市等を対象に、当該自治体における子育て支援制度について国において調査を実施。調査結果について各指定都市等において御確認いただいた上でレジストリデータとして整備。
- ・令和7年10月に、子育て支援制度レジストリのシステムを整備し、東京都及び東京都内自治体並びに指定都市等の子育て支援制度のデータを子育て支援制度レジストリに取り込み。取り込んだデータを確認した自治体から、順次レジストリの公開を開始。
- ・令和7年度において、指定都市等以外の市につき、生成AI等を活用した自治体の制度調査を実施、令和8年1月末時点で調査完了した自治体のデータを子育て支援制度レジストリに取り込み。
- ・指定都市等以外の市において、取り込んだデータをシステム上で御確認いただき、令和8年3月末を目途にレジストリの運用を開始する予定。
  
- ・今後、データ取り込みの対象外となっていた道府県内自治体の町村等についても、子育て支援制度の調査を順次実施し、データを整備できたところからレジストリに取り込みつつ、各自治体において御確認いただいた上で、レジストリの運用を開始する予定。

## 2. 子育て支援制度レジストリの運用開始及び管理に向けた依頼事項

### (1) 子育て支援制度のデータ（調査結果）の確認・公開作業【指定都市等以外の市】

国の調査に基づき子育て支援制度レジストリに取り込んだ指定都市等以外の市の子育て支援制度データについては、各自治体において御確認いただいた上でデータを公開し、レジストリの運用を開始する予定です。

子育て支援制度レジストリは「マイナポータル申請管理」を活用して整備することとしており、レジストリのデータの編集・登録についても、本システムの編集・登録用画面において実施いただきます。システムの操作方法については、別添3を御参照ください。

各自治体におかれましては、以下の【確認の観点】を踏まえ、子育て支援制度のデータを御確認いただき、必要があればデータの修正・追加等をお願いいたします。なお、各制度のデータはシステム上当初「非公開」の設定となっておりますので、データの確認・修正等が完了しましたら、データを公開の設定にさせていただきようお願いいたします。

※ データの公開・非公開は、制度ごとに設定が可能です。「非公開」の状態の場合、当該制度のデータは外部に提供されないこととなります。

※ 生成 AI による情報収集の結果、各自治体の HP に記載されている情報であっても、必ずしも正確でないデータが格納されている、もしくは一部の制度情報データが欠損している可能性がございます。【確認の観点】を踏まえ、データの確認をお願いいたします。

#### 【確認の観点】

- ① 既に終了した制度や今後終了することが決まっている支援制度ではないか（要削除）
- ② 今後実施することが決まっている支援制度など、子育て世帯にプッシュ配信することが望ましいが、対象制度から漏れている制度がないか（要追加）
- ③ 各データ項目の記載内容について、事実誤認等の観点から修正すべき点や、情報を追記すべき点がないか（要修正・要追記）
- ④ プッシュ配信に当たって障がい児童向けの支援制度など配信先に配慮すべき制度がないか（配慮フラグにチェック）

公開は、令和8年3月末を目途に行っていただきますようお願いいたします。

### (2) レジストリデータの更新等への協力【東京都、東京都内自治体、指定都市等及び指定都市等以外の市】

子育て支援制度レジストリの運用開始後、登録されているデータは各自治体において管理・更新いただくことが必要となります。

子育て世帯に必要な情報が適切に届くようにするためには、各自治体において子育て支援制度の改廃や新設が行われた場合においても、子育て支援制度レジストリに登録されている各自治体の制度情報が適切に更新され、子育て世帯に正しい情報がプッシュ配信されるようにする必要があります。

また、プッシュ配信された情報について利用者が不備等を発見した場合や、プッシュ配信の対象に追加してほしい子育て支援制度がある場合など、利用者が子育て支援制度レジストリの登録情報について更新を要望するケースも考えられます。

そのような利用者の要望に迅速、適切に対応するため、利用者から国に対し更新要望をオンラインで送付できる問合せフォームを整備しています。

各自治体におかれましては、子育て支援制度の改廃や新設を行った場合、問い合わせフォームの要望を踏まえ、国から連絡があった場合等には、自らの該当制度に係るレジストリデータを確認し、必要な更新作業を行っていただきますようお願い申し上げます（レジストリデータの更新方法については、別添3をご確認ください）。

なお、制度所管省庁より、毎年度、レジストリデータの更新に係る協力依頼の事務連絡を発出する予定です。

また、レジストリデータの更新について、国による制度改正等の場合には、制度所管省庁から自治体宛に制度改正内容を踏まえたレジストリデータの変更内容案を通知する予定です。

※東京都及び東京都内自治体並びに指定都市等には、令和7年10月27日付け事務連絡において上記と同じ事項をお願いしております。令和8年度に向けて、これらの更新作業の一層の徹底をお願い申し上げます（本事務連絡を、令和7年度における上記のレジストリデータの更新に係る協力依頼の事務連絡といたします）。なお、データの確認・公開が完了していない自治体におかれましては、子育て世帯へ支援情報をプッシュ型配信で届ける環境整備のため、可能な限り早く確認・公開の作業を実施いただきますよう、お願いいたします。

### 3. 事業者・自治体による子育て支援制度レジストリの利用方法について（再周知）【すべての自治体】

令和7年6月27日付け事務連絡等でご連絡したとおり、子育て支援制度レジストリは、子育てアプリ事業者等による活用を想定しています。子育てアプリ事業者等はレジストリデータを活用して、子育てアプリ等の利用者である子育て世帯に対し、子育て支援制度の情報を配信する役割を担います。

子育てアプリ事業者等がレジストリデータを利用するためには、当該事業者からデジタル庁に対しAPIの利用申請を行う必要があります。利用申請方法や利用規約等の詳細は別添4をご確認ください。

また、自治体自身によるレジストリの利用も可能です。自治体自身がレジストリデータを取得するにあたっては、申請手続き等は不要です。自治体において、マイナポータル申請管理から、当該自治体が登録している個々の制度・手續ごとに、1件ずつCSVファイル又はPDFでデータを取得可能です。

また、子育て支援制度レジストリに登録されている全自治体のレジストリデータをとりまとめたCSVファイルを公開する予定であり、自治体において、当該データをダウンロード、加工して利用することも可能です。（当該ファイルは月1回程度の更新を予定しております。）

なお、自治体の子育てアプリ事業者と委託契約を締結し、委託者である自治体の名の下に子育てアプリ事業者がレジストリデータを利用して住民に対してプッシュ配信を行う場合、当該子育てアプリ事業者が子育て支援制度レジストリとAPI連携を希望する場合には、当該子育てアプリ事業者がAPIの利用申請を行う必要があります。

また、自治体が独自に整備したアプリ等について、子育て支援制度レジストリとAPI連携

を希望する場合には、当該自治体が利用申請を行う必要があります。

#### 4. 参考

- ・別添1：子育て支援制度レジストリについて
  - ・別添2：子育て支援制度レジストリの対象制度（2026年3月5日時点）
  - ・別添3：子育て支援制度レジストリの更新方法について
  - ・別添4：レジストリデータの利用申請および利用規約について
  - ・別添5：「意見・要望フォーム」で受け取った意見の連携方法について
- ・デジタル行財政改革とりまとめ（令和7年6月13日第11回デジタル行財政改革会議決定）  
[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital\\_gyozaikaikaku/pdf/torimatome\\_honbun2025.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaikaikaku/pdf/torimatome_honbun2025.pdf)

#### 5. 照会先

- ・本取組に係る照会先は以下の通り。

【子育て支援制度レジストリ全体】

内閣官房デジタル行財政改革会議事務局 子育て班

メールアドレス：[dejigyozai\\_kosodate@cas.go.jp](mailto:dejigyozai_kosodate@cas.go.jp)

（代表：090-1052-7236）

【システム関係（マイナポータルにおける操作方法、アカウントの権限付与）】

デジタル庁国民向けサービスグループ

マイナポータル担当フロントサービス API 基盤班

メールアドレス：[FrontServiceAPI@digital.go.jp](mailto:FrontServiceAPI@digital.go.jp)

※情報、回答の統一的整理のため、原則メールでの問い合わせをお願いします。

- ・レジストリの対象となる各制度に関する御質問等につきましては、別添2子育て支援制度レジストリ対象制度を御参照いただき、各制度所管省庁にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

以上